

【表紙】

- 【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】** 関東財務局長
- 【提出日】** 平成24年8月7日
- 【発行者名】** B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
(BNY Mellon International Management Limited)
- 【代表者の役職氏名】** 取締役 ドニ・シャムサディン
(Doni Shamsuddin, Director)
- 【本店の所在の場所】** ケイマン諸島、KY1-1102、グランド・ケイマン、ジョージタウン、ドクター・ロイズ・ドライブ69、カレドニアン・ハウス、カレドニアン・トラスト（ケイマン）リミテッド気付
(c/o Caledonian Trust (Cayman) Limited, Caledonian House, 69 Dr. Roy's Drive, George Town, Grand Cayman, KY1-1102, Cayman Islands)
- 【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 三浦 健
同 廣本文晴
- 【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】** 弁護士 三浦 健
同 廣本文晴
同 玄場光浩
- 【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】** 03(6212)8316
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】**
メロン・オフショア・ファンズ -
エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド
(Mellon Offshore Funds -
Emerging Currency Bond Fund)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】**
() 当初募集期間（平成24年8月13日（月曜日）から
平成24年8月27日（月曜日）まで）
5,000億円を上限とする。
() 継続募集期間（平成24年8月28日（火曜日）から
平成25年8月28日（水曜日）まで）
5,000億円を上限とする。
- 【縦覧に供する場所】** 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年7月27日付で提出した有価証券届出書に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

（注）_の部分には訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

（9）払込期日

<訂正前>

（前略）

（ ）継続募集期間

投資者は、原則として日本における申込日に、販売会社に対して申込金額を支払う。投資者と販売会社との受渡しは、約定日（販売会社が申込注文の成立を確認した日をいい、通常、日本における申込日の日本における翌営業日となるが、平成24年8月28日に投資者から販売会社に対して行われた申込みについては、日本における2営業日後となる。（以下「国内約定日」という。））から起算して日本における6営業日目までとする。申込金額につき、精算の必要が生じた場合は、販売会社が定める方法により、精算が行われる。

申込金額は、販売会社によって保管会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンドの口座に、日本における申込日後6受渡営業日以内に円貨で払い込まれる。

（注）「受渡営業日」および「日本における営業日」とは、日本において銀行および日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。

<訂正後>

（前略）

（ ）継続募集期間

投資者は、原則として日本における申込日に、販売会社に対して申込金額を支払う。投資者と販売会社との受渡しは、約定日（販売会社が申込注文の成立を確認した日をいい、通常、日本における申込日の日本における翌営業日となるが、平成24年8月28日に投資者から販売会社に対して行われた申込みについては、日本における2営業日後となる。（以下「国内約定日」という。））から起算して日本における6営業日目までとする。申込金額につき、精算の必要が生じた場合は、販売会社が定める方法により、精算が行われる。

申込金額は、販売会社によって保管会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンドの口座に、関連する取引日後6受渡営業日以内に円貨で払い込まれる。

（注）「受渡営業日」および「日本における営業日」とは、日本において銀行および日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。

（12）その他

<訂正前>

（前略）

（八）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。また、申込金額は、円貨で支払うものとする。原則として、申込みをした者は、当初募集期間の場合は平成24年8月27日まで、継続募集期間の場合

は日本における申込日に、販売会社に対して、申込金額を支払う。継続募集期間における投資者と販売会社との受渡しは、国内約定日から起算して日本における6営業日目までとする。申込金額につき、精算の必要が生じた場合は、販売会社が定める方法により、精算が行われる。

申込金額は、販売会社によって、保管会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンドの口座に、当初募集期間の場合は払込日である平成24年8月29日までに、継続募集期間の場合は日本における申込日後6受渡営業日以内に、円貨で払い込まれる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（八）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」および他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。また、申込金額は、円貨で支払うものとする。原則として、申込みをした者は、当初募集期間の場合は平成24年8月27日まで、継続募集期間の場合は日本における申込日に、販売会社に対して、申込金額を支払う。継続募集期間における投資者と販売会社との受渡しは、国内約定日から起算して日本における6営業日目までとする。申込金額につき、精算の必要が生じた場合は、販売会社が定める方法により、精算が行われる。

申込金額は、販売会社によって、保管会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンドの口座に、当初募集期間の場合は払込日である平成24年8月29日までに、継続募集期間の場合は関連する取引日後6受渡営業日以内に、円貨で払い込まれる。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

（前略）

為替取引

非米ドル建て資産への投資について、投資者は、関連する非米ドル投資対象諸通貨に対するエクスポージャーを有することになる。管理会社および/またはその委託先は、個別の非米ドル投資対象通貨に対する為替エクスポージャーを一定程度増減させることを目的とし、その絶対的な裁量により、為替先渡契約（NDFを含む。）を用いることがある。管理会社は、ファンドが有する非米ドル投資対象諸通貨に対する為替エクスポージャーを対米ドルでヘッジすることは意図していない。

（中略）

上記の為替取引により、受益証券の円貨額は、米ドルと新興国市場との間の投資対象諸通貨の為替変動の影響を受けることになる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

為替取引

非米ドル建て資産への投資について、投資者は、関連する非米ドル投資対象諸通貨に対する為替エクスポージャーを有することになる。管理会社および/またはその委託先は、個別の非米ドル投資対象通貨に対する為替エクスポージャーを一定程度増減させることを目的とし、その絶対的な裁量により、為替先渡契約（NDFを含む。）を用いることがある。管理会社は、ファンドが有する非米ドル投資対象諸通貨に対する為替エクスポージャーを対米ドルでヘッジすることは意図していない。

（中略）

上記の為替取引により、受益証券の円貨額は、米ドルと新興国市場の投資対象諸通貨との間の為替変動の影響を受けることになる。

（後略）

（3）運用体制

< 訂正前 >

投資運用会社

管理会社は、ファンド資産の投資および再投資に関する運用に関する業務を、投資運用契約に基づき、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

（後略）

< 訂正後 >

投資運用会社

管理会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、投資運用契約に基づき、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

（後略）

3 投資リスク

< 訂正前 >

リスク要因

（中略）

債券のリスク

債券は、発行体が債務の元利息を支払うことができないリスク（信用リスク）を負っており、また金利の感応度、発行体の信用度に関する市場の認知および市場全体の流動性等の要因により価格が変動すること（市場リスク）がある。

発行体が適時に元利息を支払うことができない場合（または支払うことができないと思われる場合）、当該証券の価値の評価は困難になることがある。したがって、このような証券の評価は概算になり、評価が評価者によって異なることがある。流動性のある取引市場が存在しない証券の場合、その証券の適正価格を決定できないことがある。

信用格付機関が証券に付与した格付は、証券の市場価格の変動性または流動性の評価が織り込まれていない。債券の格付が購入時点の格付よりも下がった場合は、必ずしも換金できるとは限らない。

仕組証券もまた、複雑ではない証券に比べより不安定であり、流動性を欠き、かつ正確な価格決定が困難なことがある。債券の価格は一般的に金利とは逆に変動するため、売買取引の時期によっては売却益または売却損となることがある。

（中略）

外国為替市場とヘッジ

非米ドル建て資産への投資について、投資者は、関連する非米ドル投資対象諸通貨に対する為替エクスポージャーを有することになる。管理会社および/またはその委託先は、個別の非米ドル投資対象通貨に対

する為替エクスポージャーを一定程度増減させることを目的とし、その絶対的な裁量により、為替先渡契約（NDFを含む。）を用いることがある。管理会社は、ファンドが有する非米ドル投資対象諸通貨に対する為替エクスポージャーを対米ドルでヘッジすることは意図していない。為替レートの変動は、ファンドの投資対象の価値、最終的には受益者が受け取るリターンに、重大な影響を及ぼす可能性がある。

投資者はまた、米ドル（ファンドの表示通貨）と円（受益証券の表示通貨）の為替変動に対する為替エクスポージャーを有する。管理会社および/またはその委託先は、為替リスクを軽減するため（完全に排除するものではない。）、また、円（受益証券の表示通貨）に対する米ドル（ファンドの表示通貨）の値下がりから受益証券の価値を保護するため、為替ヘッジ取引を実行する方針である。管理会社および/またはその委託先は、円と米ドル間の為替変動に対する受益証券の為替エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指す。そのエクスポージャーを完全に排除することはできない。かかる為替ヘッジ取引が行われるため、米ドルが円に対して上昇した場合であっても、受益証券1口当たり純資産価格がこれに対応して上昇することにはならないことに投資者は留意する必要がある。また、米ドルの金利より日本円の金利が低い場合、この金利の差損は受益者が負担するヘッジ・コストとなる。米ドルの金利より日本円の金利が高い場合、この金利の差益は受益者が受けるヘッジ・プレミアムとなる。

上記の為替取引により、受益証券の円貨額は、米ドルと新興国市場の投資対象通貨の間の為替変動の影響を受けることになる。

外国為替市場は、変動性が極めて大きく、極めて専門的かつ高度な技術を要する。かかる市場では、流動性や価格の変動などの重大な変化が極めて短時間に発生することがあり、数分の間に発生することも少なくない。外国為替取引のリスクには、為替レートのリスク、金利のリスクおよび現地の為替市場、外国資本による投資または特定の外貨取引の規制を通じて外国政府が介入する可能性を含むが、上記に限定されない。

管理会社および/またはその委託先が為替取引において一つまたは複数の手法を採用することは、誤差や手違いが起こる可能性を高めることがある。例えば、管理会社の委託先と事前に取り決められた為替取引に関するパラメータに基づき為替取引の一部を管理および監視するために管理会社が選任した他の者との間に為替取引を分割して運営しているために、目指していた外国為替ヘッジのエクスポージャーから意図していない乖離が生じる可能性がある。

なお、外国為替ヘッジ取引の相手方は複数となることもある。そのため、同じ時期に取引を行うなど類似するヘッジ取引を行った場合でも使用する価格またはレートが同一でないことがある。

（中略）

リスクに対する管理体制

リスク管理について、副投資運用会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター（投資の前提条件）とを比較した定期的に報告する。

他のリスクについての評価、すなわちデータ入力、リサーチの品質、モデルの完全性およびポートフォリオの構築は副投資運用会社により適切に評価される。

<訂正後>

リスク要因

（中略）

債券のリスク

債券は、発行体が債務の元利金を支払うことができないリスク（信用リスク）を負っており、また金利の感応度、発行体の信用度に関する市場の認知および市場全体の流動性等の要因により価格が変動すること（市場リスク）がある。

発行体が適時に元利金を支払うことができない場合（または支払うことができないと思われる場合）、当該証券の価値の評価は困難になることがある。したがって、このような証券の評価は概算になり、評価が評価者によって異なることがある。流動性のある取引市場が存在しない証券の場合、その証券の適正価格を

決定できないことがある。

信用格付機関が証券に付与した格付は、証券の市場価格の変動性または流動性の評価が織り込まれていない。債券の格付が購入時点の格付よりも下がった場合、必ずしも換金できるとは限らない。

仕組証券もまた、複雑ではない証券に比べより不安定であり、流動性を欠き、かつ正確な価格決定が困難なことがある。債券の価格は一般的に金利とは逆に変動するため、売買取引の時期によっては売却益または売却損となることがある。

（中略）

外国為替市場とヘッジ

非米ドル建て資産への投資について、投資者は、関連する非米ドル投資対象諸通貨に対する為替エクスポージャーを有することになる。管理会社および/またはその委託先は、個別の非米ドル投資対象通貨に対する為替エクスポージャーを一定程度増減させることを目的とし、その絶対的な裁量により、為替先渡契約（NDFを含む。）を用いることがある。管理会社は、ファンドが有する非米ドル投資対象諸通貨に対する為替エクスポージャーを対米ドルでヘッジすることは意図していない。為替レートの変動は、ファンドの投資対象の価値、最終的には受益者が受け取るリターンに、重大な影響を及ぼす可能性がある。

投資者はまた、米ドル（ファンドの表示通貨）と円（受益証券の表示通貨）の為替変動に対する為替エクスポージャーを有する。管理会社および/またはその委託先は、為替リスクを軽減するため（完全に排除するものではない。）、また、円（受益証券の表示通貨）に対する米ドル（ファンドの表示通貨）の値下がりから受益証券の価値を保護するため、為替ヘッジ取引を実行する方針である。管理会社および/またはその委託先は、円と米ドルとの間の為替変動に対する受益証券の為替エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指す。そのエクスポージャーを完全に排除することはできない。かかる為替ヘッジ取引が行われるため、米ドルが円に対して上昇した場合であっても、受益証券1口当たり純資産価格がこれに対応して上昇することにはならないことに投資者は留意する必要がある。また、米ドルの金利より日本円の金利が低い場合、この金利の差損は受益者が負担するヘッジ・コストとなる。米ドルの金利より日本円の金利が高い場合、この金利の差益は受益者が受けるヘッジ・プレミアムとなる。

上記の為替取引により、受益証券の円貨額は、米ドルと新興国市場の投資対象諸通貨との間の為替変動の影響を受けることになる。

外国為替市場は、変動性が極めて大きく、極めて専門的かつ高度な技術を要する。かかる市場では、流動性や価格の変動などの重大な変化が極めて短時間に発生することがあり、数分間に発生することも少なくない。外国為替取引のリスクには、為替レートのリスク、金利のリスクおよび現地の為替市場、外国資本による投資または特定の外貨取引の規制を通じて外国政府が介入する可能性を含むが、上記に限定されない。

管理会社および/またはその委託先が為替取引において一つまたは複数の手法を採用することは、誤差や手違いが起こる可能性を高めることがある。例えば、管理会社の委託先と事前に取り決められた為替取引に関するパラメータに基づき為替取引の一部を管理および監視するために管理会社が選任した他の者との間に為替取引を分割して運営しているために、目指していた外国為替ヘッジのエクスポージャーから意図していない乖離が生じる可能性がある。

なお、外国為替ヘッジ取引の相手方は複数となることもある。そのため、同じ時期に取引を行うなど類似するヘッジ取引を行った場合でも使用する価格またはレートが同一でないことがある。

（中略）

リスクに対する管理体制

リスク管理について、副投資運用会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター（投資の前提条件）とを比較し、定期的に報告する。

他のリスクについての評価、すなわちデータ入力、リサーチの品質、モデルの完全性およびポートフォリオの構築は副投資運用会社により適切に評価される。

第2 管理及び運営

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

<訂正前>

純資産総額の計算

(中略)

- (d) 上記(b)が適用される投資信託の持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得におけるファンドの支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- (e) 手持ち現金または預金および売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価はその全額とみなして行われる。ただし全額の支払いまたは受領が行われそうになく、かかる場合にその真正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。
- (f) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。
- (g) ファンドの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問わない）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問わない）により、当該ファンドの表示通貨に換算されるものとする。

純資産総額の計算の停止

管理事務代行会社は、管理会社の要請に基づき、以下の期間の全部または一部において、ファンドの純資産総額の決定ならびにファンドの受益証券の発行および買戻しを停止し、かつ/または、ファンドの受益証券の買戻しを行う者に対する買戻代金の支払期間を延長することができる。

- (a) ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が閉鎖されており（通例の週末および休日の閉所を除く）、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間、

(後略)

<訂正後>

純資産総額の計算

(中略)

- (d) 上記(b)が適用される投資信託の持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得におけるファンドの支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。

- (e) 手持ち現金または預金および売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価はその全額とみなして行われる。ただし全額の支払いまたは受領が行われそうになく、かかる場合にその真なる価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。
- (f) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。
- (g) ファンドの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問わない₂）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問わない₂）により、当該ファンドの表示通貨に換算されるものとする。

純資産総額の計算の停止

管理事務代行会社は、管理会社の要請に基づき、以下の期間の全部または一部において、ファンドの純資産総額の決定ならびにファンドの受益証券の発行および買戻しを停止し、かつ/または、ファンドの受益証券の買戻しを行う者に対する買戻代金の支払期間を延長することができる。

- (a) ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が閉鎖されており（通例の週末および休日の閉所を除く₂）、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間、

（後略）

(5) その他

< 訂正前 >

（前略）

信託証券の変更等

受益者に対する30日以上前の書面による通知（受益者決議により放棄することができる。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）の最善の利益となると受託会社および管理会社が判断する方法および範囲にて、受託会社および管理会社は、基本信託証券の補足書に基づき、基本信託証券の規定を修正、変更、改訂または追加する権限を有する。ただし、（ ）かかる修正、変更、改訂または追加がその当時存在する受益者の利益を著しく侵害せずかつ受託会社および管理会社の受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）に対する責任を解除することとならないことを受託会社が書面により証明しない限り、かかる修正、変更、改訂または追加は、先ず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するために適切な受益者決議またはファンド決議を取得しなければ、行うことができないものとし、また（ ）当該修正、変更、改訂または追加が受益者に対して受益証券に関する追加支払義務または受益証券に関して責任を引き受ける義務を負わせないものとする。さらに、受託会社および管理会社は、上記通知および証明なしに、基本信託証券の補足書に基づき、基本信託証券の条項を修正、変更、改訂または追加して、トラストもしくはファンドを本書の日付以降ケイマン諸島において制定された投資信託に関する法令に服せしめる権限を付与されている。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

信託証券の変更等

受益者に対する30日以上前の書面による通知（受益者決議により放棄することができる。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による₂）の最善の利益となると受託会社および管理会社が判断する方法および範囲にて、受託会社および管理会社は、基本信託証券の補足書に基づき、基本信託証券の規定を修正、変更、改訂または追加する権限を有する。ただし、（ ）かかる修正、変更、改

訂または追加がその当時存在する受益者の利益を著しく侵害せずかつ受託会社および管理会社の受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による。）に対する責任を解除することとならないことを受託会社が書面により証明しない限り、かかる修正、変更、改訂または追加は、先ず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するために適切な受益者決議またはファンド決議を取得しなければ、行うことができないものとし、また（ ）当該修正、変更、改訂または追加が受益者に対して受益証券に関する追加支払義務または受益証券に関して責任を引き受ける義務を負わせないものとする。さらに、受託会社および管理会社は、上記通知および証明なしに、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の条項を修正、変更、改訂または追加して、トラストもしくはファンドを本書の日付以降ケイマン諸島において制定された投資信託に関する法令に服せしめる権限を付与されている。

（後略）

別紙 A

< 訂正前 >

（前略）

「適格投資家」

以下の（ ）から（ ）に該当しない者、法人もしくは法主体をいう。
（ ）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、（ ）ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者もしくは法主体（慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除く）、（ ）適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに（ ）上記（ ）から（ ）に規定される者、法人もしくは法主体の保管者、名義人もしくは受託者。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

「適格投資家」

以下の（ ）から（ ）に該当しない者、法人もしくは法主体をいう。
（ ）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、（ ）ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者もしくは法主体（慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除く）、（ ）適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに（ ）上記（ ）から（ ）に規定される者、法人もしくは法主体の保管者、名義人もしくは受託者。

（後略）